

3. 月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて月2回土日完全週休2日制工事を試行する。

（定義）

第2条 月2回土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間^{※1}として、現場閉所^{※2}を原則、すべての日曜日と「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日（以下、「指定土日」という。）に行うものをいう。

2 この要領において、月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%以上）であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%以上）を達成しているものとみなす。（別紙2の①）

3 この要領において、通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・ 準備期間
- ・ 後片付け期間
- ・ 夏季休暇（3日間）
- ・ 年末年始休暇（6日間）
- ・ 工場製作のみの期間
- ・ 工事事務等による不稼働期間
- ・ 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・ その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

なお、月単位の週休2日の場合において、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（別紙2の②）

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により指定土日以外の日への振替可能とする。

なお、分離発注工事の場合は、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態（現場休息）をもって、現場閉所の判断を行うものとする。

（対象工事）

第3条 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）の対象工事以外のすべての案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

- ①契約工期が30日未満の工事
- ②現場閉所が困難な工事
- ③発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、「月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）」である旨を明示する。また、必要な事項について、特記仕様書に定める。

（経費の計上）

第5条 当初積算における週休2日に関する経費は、通期の週休2日を前提とした補正係数（別紙1の(1)②）を乗じた労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を計上する。

2 工事の精算にあたり、月単位の週休2日を達成できた場合は、補正係数（別紙1の(1)①）に増額変更するものとする。

また、通期の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。

3 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

なお、緊急対応などやむを得ない理由がある場合において指定土日を振替えた場合、月単位の週休2日の算定においては実際の現場閉所日をもって現場閉所日数を算定すること。（別紙2の③）

【同じ月への振り替え（D月⇒D月）】

- ・その月（D月）の現場閉所日としてみなす。

【他の月への振り替え（D月⇒E月）】

- ・その月（D月）の現場閉所日ではなくE月の現場閉所日として算定。
（D月の4週8休以上の率算出時に注意すること）

（工事成績評定における評価）

第6条 指定土日を現場閉所し、かつ、月単位の週休2日もしくは通期の週休2日の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【働き方改革】において加点評価する。

なお、指定土日の現場閉所や月単位の週休2日もしくは通期の週休2日の現場閉所の両方または一方が達成できなかった場合でも、工事成績評定の減点を行わない。

（その他）

第7条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※³が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、別途、特記仕様書に定める。

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和4年6月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年7月1日から施行する。

附則 この要領は、令和6年7月1日から施行する。

積算方法等の運用（公共建築工事積算基準適用の場合）

「試行要領」により工事費の積算に用いる単価の補正方法等は、以下による。

（１）複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事等設計単価表（三重県）の労務単価に以下の補正係数を乗じて補正する。

【月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）】

①労務費：1.04

【通期の週休 2 日（4 週 8 休以上）】

②労務費：1.02

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

（２）市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、（１）の補正係数から算出した以下の表 A-2、表 E-2 及び表 M-2 の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

市場単価及び補正市場単価 × 改修補正率

（参考）

「基準単価」及び「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8（3）による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8（3）ロ. 基準補正単価の表 A-1、表 E-1 及び表 M-1 の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、（１）の補正係数を用いて

算出した以下の表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正率を用いた上記の式により基準単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表 A-2 建築工事の補正率

工種	摘要※	月単位の週休2日		通期の週休2日	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場、物価共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場、物価共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	市場、物価共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場、物価共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上）	市場	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上以外）	市場	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価	1.03	1.03	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場	1.02	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事 （ビニル系床材）	市場	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事 （ビニル系床材）	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場」：市場単価及び補正市場単価、「物価」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日		通期の週休2日	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事)金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事)銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日		通期の週休2日	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧ファンパ-類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパ-等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22

【別紙2 月単位の週休2日の考え方】

月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%以上）であることをいう。

なお、下記①の場合も4週8休以上達成とみなす。

- ① 暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。（A月、B月）

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ A月すべてが対象期間の場合

$$\frac{8 \text{日 (土日日数)}}{30 \text{日 (対象日数)}} = 26.66 \dots$$

4週8休に満たないが、A月は8日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ B月22日から対象期間が始まる場合

$$\frac{2 \text{日 (土日日数)}}{9 \text{日 (対象日数)}} = 22.22 \dots$$

4週8休に満たないが、B月は2日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

- ② 暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（C月）

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ C月4日で対象期間が終わる場合
- ・ C月29日から対象期間が始まる場合



暦上の土日を含まないため、対象期間から除く

③ 土日をやむを得ず振替える場合（D月、E月）

【同じ月への振り替え】

D月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

・ D月の現場閉所日としてみなす

【他の月への振り替え】

E月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

・ E月の現場閉所日としてみなす

（D月の現場閉所日としない）

※D月の4週8休以上の率算出時に注意